

### 3 民生費

#### 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P. 104

0501 社会福祉事務に要する経費 1,618,000 円 (1,554,000 円)

[国・県 18,000 円 一財 1,600,000 円]

\* 特財積算根拠

[県委：国民生活基礎調査(所得票)委託金 4,000 円]

[県委：社会保障制度に関する意識調査委託金 14,000 円]

○ 目的

福祉事務全般のスムーズな取り組みと、各種事業の推進を図る。

○ 内容

- ・ 委託料 福祉まつり事業委託料 150,000 円  
職員健康診断委託料 129,000 円

個別相談、家庭訪問など様々な人と接触する機会の多い職員が、B型肝炎及び結核に感染する危険を防止するため、予防接種と検査を実施する。

- ・ 賛助金 いばらき被害者支援センター賛助金 109,000 円

社団法人いばらき被害者支援センターは、「犯罪被害者基本法」を受けて設立された民間被害者支援団体である。被害者からの様々な悩み・相談等、犯罪被害者のニーズに応えるための支援活動を推進する。そのための財政的支援である。

[担当：社会福祉課] P. 105

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 124,386,000 円 (128,030,000 円)

[一財 124,386,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の推進を図る。

○ 内容

- ・ 社会福祉協議会運営費補助金 124,386,000 円
  - 取手市社会福祉協議会本所運営経費 70,867,000 円
  - 藤代支所運営経費 23,805,000 円
  - 在宅福祉サービス運営事業 812,000 円
  - ヘルパーステーション運営事業 10,064,000 円
  - ホームケアふじしろ運営事業 11,576,000 円
  - ボランティア支援センター運営事業 814,000 円
  - 成年後見事業 6,448,000 円

[担当：社会福祉課] P. 105

2201 民生委員に要する経費 17,612,000 円 (17,612,000 円)

[国・県 25,000 円 一財 17,587,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：民生委員推薦会交付金 25,000 円]

○ 目的

民生委員・児童委員の活動について、必要な支援を行う。

○ 内容

民生委員児童委員 187 人（内、主任児童委員 15 人）

取手市民生委員児童委員協議会に対する助成 @93,300 円×187 人=17,447,100 円

[担当：社会福祉課] P. 105

2301 行旅死病人取扱いに要する経費 1,423,000 円（1,096,000 円）

[国・県 1,233,000 円 一財 190,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 1,233,000 円]

○ 目的

行旅病人の援護及び行旅死亡人の死体の収容、埋葬等を行う。

○ 内容

行旅死亡人（6 体分）に係る諸費用 @200,400 円×6 体=1,202,400 円

墓地埋葬法第 9 条死体火葬料（3 体分）@10,000 円×3 体= 30,000 円

[担当：社会福祉課] P. 106

2401 遺族等の援護に要する経費 12,000 円（501,000 円）

[一財 12,000 円]

○ 目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法により、戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等に対し、各種の援護をする。

○ 内容

2 年に 1 度、市主催で戦没者追悼式を開催している。今年度は開催年ではないので、視察に随行するための普通旅費のみを計上。

[担当：社会福祉課] P. 106

2501 更生保護に要する経費 778,000 円（728,000 円）

[一財 778,000 円]

○ 目的

社会奉仕の精神の下、罪を犯した人たちの更生や犯罪のない社会形成の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

○ 内容

- ・取手地区保護司会負担金 278,000 円
- ・県更生保護協会負担金 101,377 円
- ・更生保護女性会補助金 98,000 円
- ・取手地区保護司会取手支部補助金 300,000 円

[担当：障害福祉課] P. 106

2701 ネットワークフェア開催に要する経費 120,000 円 (121,000 円)

[一財 120,000 円]

○ 目的

誰もが安心して暮らすことのできる地域をめざし、市民、各種団体、行政のネットワークづくりを行う。

○ 内容

藤代スポーツセンター、県南防災センターを会場に各種団体の展示、模擬店、バザーの出店など、市民団体と市の共同イベント。

・ 消耗品費	チラシ用上質紙	23,000 円
・ 燃料費	発電機用ガソリン	7,000 円
・ 印刷製本費	ポスター印刷代	72,000 円
・ 手数料	保健所への食品営業許可手数料	11,000 円
・ 賠償保険料	対人・対物賠償保険料	7,000 円

事務局は教育委員会、まちづくり振興部、健康福祉部が持ち回りで務める。

平成 28 年度事務局担当課として、ネットワークフェア開催に要する経費の計上を行う。

[担当：社会福祉課] P. 107

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 8,343,000 円 (8,137,000 円)

[国・県 6,062,000 円 一財 2,281,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 6,035,000 円]

[国委：遺族及び留守家族等援護事務委託金 27,000 円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域でのいきいきとした暮らしを支援する。

○ 内容

・ 支援・相談員の派遣 27,000 円

中国残留邦人等が安心して生活を送れるよう、求めに応じて必要な助言等を行うため、支援・相談員を派遣する。

・ 支援給付金の給付 8,047,000 円

永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等がある。国負担率 3/4

[担当：障害福祉課] P. 107

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 15,044,000 円 (15,044,000 円)

[一財 15,044,000 円]

○ 目的

見舞金を支給することにより療養者本人・家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因が不明で治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病（平成 27 年 7 月から適用疾病が 306 種類に増えた。）となる疾患で、継続的に入院・通院している者を対象に見舞金（年額 20,000 円）を支給する。

- ・ 消耗品費 4,000 円
- ・ 扶助費 @20,000×752 人=15,040,000 円

[担当：健康づくり推進室 → H28 健康づくり推進課] P.107

3401 健康づくり推進事業に要する経費 5,989,000 円 (2,722,000 円)

[その他 237,000 円 一財 5,752,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：健康づくりキャラクターポロシャツ売却代 225,000 円]

[諸収入：食育料理イベント個人負担金 12,000 円]

○ 目的

取手市の健康づくりを進めるためにイベントや講演会を実施する。また、健康づくり施策の方向性を明確に発信するとともに、健康づくり推進のための具体策を企画立案し、関係部署と連携して実施することを目的とする。

○ 内容

- ・ 講師謝礼 350,000 円  
健康づくり、幸せづくりの推進を図るための講師謝礼。
- ・ 食育かるた大会賞品代 18,000 円  
とりで食育かるた大会の第 1 位から第 3 位までの賞品代。
- ・ 旅費 246,000 円  
先進地視察、スマートウエルネスシティ首長研究会への随行、健康づくり施策研修への参加等。
- ・ 消耗品費 624,000 円  
健康づくり促進配布グッズ等を製作する。また、健康づくりキャラクターを用いたポロシャツを作成し、市民に販売する。
- ・ 印刷製本費 476,000 円  
市内で指定されているヘルスロードをウォーキングマップとしてパンフレットにし、公共施設等に配置し、情報発信する。
- ・ 健康づくり講演会委託料 864,000 円  
健康づくりを進めるための講演会開催委託料。
- ・ ヘルスロード案内看板設置委託料 3,019,000 円  
ヘルスロードのコース案内の表示看板設置委託料。
- ・ 有料道路通行料 10,000 円  
先進地視察の際の有料道路通行料。
- ・ バス借上料 54,000 円  
第 14 回スマートウエルネスシティ首長研究会が、平成 28 年 5 月に取手市で開催されることにより、市内を視察するためのバスを借り上げる。
- ・ 負担金 328,000 円  
ウエルネスマネジメント研修会の負担金。

[担当：社会福祉課] P. 108

3803 簡素な給付措置及び低所得障害基礎年金等受給者支援給付金事業に関する経費  
104,505,000円 (141,343,000円)

[国・県 104,505,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：簡素な給付措置及び低所得障害基礎年金等受給者支援給付金事業費補助金  
88,500,000円]

[国補：簡素な給付措置及び低所得障害基礎年金等受給者支援給付金事業事務費補助金  
16,005,000円]

○ 目的

低所得者に対し、消費税率引上げ（5→8%）による影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を引き続き行う。併せて、「一億総活躍社会」の実現に向け、アベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の年金受給者への支援を行う。

○ 内容

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）

<給付対象者>

市町村民税(均等割)が課税されていない者から、以下の者を除いた者とする。  
市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等  
生活保護制度内で対応される被保護者等

<給付額>

一人につき3千円

低所得の障害基礎年金等受給者への支援臨時福祉給付金（新規）

<給付対象者>

平成28年度簡素な給付措置対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者とする。（ただし、低所得の高齢者向け給付金の支給対象者を除く）

<給付額>

一人につき3万円

・職員手当（時間外勤務手当等）	654,000円
・需用費	100,000円
・通信運搬費	3,561,000円
・口座振替手数料	1,296,000円
・臨時福祉給付金システム委託料	2,698,000円
・派遣従事者委託料	6,221,000円
・使用料・賃借料	1,431,000円
・工事請負費	44,000円
・臨時福祉給付金	49,500,000円（3,000円×16,500人）
・低所得障害基礎年金等受給者支援給付金	39,000,000円（30,000円×1,300人）

[担当：健康づくり推進室 → H28 健康づくり推進課] P. 109

4201 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 134,742,000 円 (146,034,000 円)

[一財 134,742,000 円]

○ 目的

本市の市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、市民の健康づくり施策の推進と持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

- ・火災保険料 59,000 円  
取手ウェルネスプラザ及びウェルネスステージに係る火災保険料。
- ・ウェルネスプラザ指定管理料 131,706,000 円  
取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理料。
- ・トレーニングマシン使用料 817,000 円  
健康運動教室に使用する e-wellness システム用エアロバイク使用料。
- ・土地借上料 2,160,000 円  
取手ウェルネスプラザ第3駐車場の土地借上料。

[担当：社会福祉課] P. 109

4301 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 20,267,000 円 (17,665,000 円)

[国・県 13,875,000 円 一財 6,392,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者自立相談支援費負担金 13,875,000 円]

○ 目的

平成 25 年 12 月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある、生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から支援を行う。国負担率 3/4 (人口規模等により国庫負担に上限額がある)。

○ 内容

地域の実情に合った支援体制を築き上げることにより、生活困窮状態から早期自立を支援する「生活困窮者自立支援制度」のうち、必須事業である自立相談支援事業を委託により行う。

配置人員 (主任相談支援員 1 名・相談支援員 1 名・就労支援員 1 名)

委託費内訳

- ・人件費 17,847,520 円
- ・事業費 286,000 円
- ・事務費 632,000 円
- ・消費税分 1,501,440 円

[担当：社会福祉課] P. 109

4401 生活困窮者住宅確保給付事業に要する経費 1,062,000 円 (2,124,000 円)

[国・県 796,000 円 一財 266,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者住宅確保給付費負担金 1,062,000 円×3/4≒796,000 円]

○ 目的

本事業は生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率 3/4

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住宅確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則 3 ヶ月給付する。

給付額 単身世帯 上限 35,400 円

複数世帯 42,000 円から

[担当：社会福祉課] P. 109

4501 生活困窮者学習支援事業に要する経費 1,514,000 円 新規

[国・県 757,000 円 一財 757,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：生活困窮者学習支援事業費補助金 1,514,000 円×1/2=757,000 円]

○ 目的

本事業は、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の子どもたちに対し、学習支援や子どもたちの悩み、進学に関する助言等を行い、子どもたちの学習意欲の向上を図る。

○ 内容

「生活困窮者自立支援制度」のうち、任意事業である学習支援事業を委託により行う。

委託費内訳

- ・講師謝礼 5,000 円×4 名×48 日 = 960,000 円
- ・消耗品費 50,000 円
- ・人件費 504,000 円

## 1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P. 110

0501 障害福祉事務に要する経費 591,000 円 (522,000 円)

[一財 591,000 円]

○ 目的

障害福祉の業務を円滑に実施する。

○ 内容

・報償費

身体障害者相談員は身体障害者のうちから、知的障害者相談員は知的障害者の保護者に委嘱する。

身体障害者相談員謝礼 @20,000×5 人=100,000 円

知的障害者相談員謝礼 @20,000×2 人= 40,000 円

・消耗品費

窓口用簡易磁気ループ購入費

聴覚障害者用コミュニケーションツール（補聴器の機能を増幅させる装置）を市民課、藤代総合窓口、取手支所、駅前窓口の4ヶ所の窓口に設置する。

@26,719×4台=106,876円

・委託料

職員健康診断委託料 65,000円（B型肝炎検査2名、結核検査2名）

個別相談、家庭訪問など様々な人と接触する機会が多い職員がB型肝炎及び結核に感染する危険を防止するために予防接種と検査を実施する。

・補助金

障害者を支援する団体に団体活動費を補助し、障害者の福祉の増進を図る。

取手市身体障害者福祉協議会補助金 72,000円

取手市重症心身障害児（者）を守る会補助金 28,000円

手話サークル「あゆみ」補助金（一般公募補助対象事業） 60,000円

チャレンジの広場補助金（一般公募補助対象事業） 35,000円

[担当：障害福祉課] P.111

2001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,334,000円（1,400,000円）

[一財 1,334,000円]

○ 目的

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請のために要した診断書料の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

診断書料のうち消費税額を除いた額の1/2で5,000円を上限に助成する。

@2,900円×460件=1,334,000円

[担当：障害福祉課] P.111

2101 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 6,040,000円（5,374,000円）

[一財 6,040,000円]

○ 目的

在宅の重度の障害者が医療機関等への往復に要するタクシー及び取手市福祉有償運送の許可を得た団体による移送サービスの利用に係る費用の一部を助成することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

自動車税の減免を受けていない重度障害者の医療機関等への往復に要するタクシー利用料金の初乗運賃相当額、移送団体利用の場合は1回の利用につき700円を助成する。

・慢性透析療法を実施している者 年60回限度

・その他の者 年36回限度

タクシー利用券印刷代 @500×420冊×1.08= 226,800円

タクシー利用料金助成 @728円×600枚×12月=5,241,600円

移送団体利用料金助成 @700円×68枚×12月= 571,200円



[担当：障害福祉課] P. 111

2201 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,379,000円(1,331,000円)

[一財 1,379,000円]

○ 目的

18歳以上の在宅の重度障害者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

紙おむつ(フラットタイプ、パンツ式テープ止めタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパット)4種類の中から選択。障害者本人が市民税非課税の方を対象に、年4回(4月・7月・10月・1月)支給する。

@11,000円×29人×4回×1.08=1,378,080円

[担当：障害福祉課] P. 111

2401 障害児(者)及び付添人交通費支給に要する経費 4,747,000円(4,249,000円)

[一財 4,747,000円]

○ 目的

訓練が必要な障害者・児(付添人)が、障害者福祉施設又は学校等に通うために要する交通費、燃料費の一部を助成し、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

月額5,000円を限度に、年3回(8月・12月・4月)助成する。

<内訳>

・身体障害者	@24,500円×16人=	392,000円
・精神障害者	@38,500円×92人=	3,542,000円
・知的障害者	@38,000円×19人=	722,000円
・児童	@7,000円×13人=	91,000円
・合計		4,747,000円

[担当：障害福祉課] P. 111

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費

33,097,000円(30,577,000円)

[国・県 1,119,000円 一財 31,978,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 746,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 373,000円]

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)に対し就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援(夜間支援)を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流を行う「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成 26 年度から平成 29 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

- ・ 障害者福祉センターつつじ園指定管理料 33,080,000 円
- 内訳) 障害福祉サービス等 26,271,000 円
- 地域生活支援事業 生活訓練事業(夜間支援) 1,492,000 円
- "          地域活動支援センター事業 5,317,000 円
- ・ 火災保険料 17,000 円

[担当：障害福祉課] P. 112

**2801 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費 4,880,000 円 新規**

[その他 400,000 円 一財 4,480,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：商工会藤代支所光熱水費使用料 400,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主に知的障害者対象）に対し自立訓練（生活訓練）就労訓練を提供し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、就労の機会や生産活動の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成 26 年度から平成 29 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

- ・ 障害者福祉センターふじしろ指定管理料 3,763,000 円
- ・ 火災保険料 15,000 円
- ・ プレハブ解体・撤去工事費 1,102,000 円

[担当：障害福祉課] P. 112

**2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費**

**27,241,000 円 (29,443,000 円)**

[国・県 2,250,000 円 一財 24,991,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 1,500,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 750,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主に身体障害者対象）に対し生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創作的活動、レクリエーション、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成 26 年度から平成 29 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

- 障害者福祉センターあけぼの指定管理料 27,241,000 円
- 内訳) 障害福祉サービス等 18,241,000 円
- 地域生活支援事業 地域活動支援センターⅡ型事業 9,000,000 円

[担当：障害福祉課] P. 112

3201 特別障害者援護に要する経費 21,800,000円 (21,236,000円)

[国・県 16,338,000円 一財 5,462,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 21,785,040円×3/4≒16,338,000円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護を必要とする重度障害者に対し、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

- ・ 特別障害者手当 @26,620円×41人×12月=13,097,040円
- ・ 障害児福祉手当 @14,480円×42人×12月=7,297,920円
- ・ 福祉手当(経過措置) @14,480円×8人×12月=1,390,080円  
年4回支給  
5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8~10月分)、2月(11~1月分)に支給
- ・ 通信運搬費 13,000円

[担当：障害福祉課] P. 112

3301 介護給付費等に関する経費 1,200,120,000円 (1,110,589,000円)

[国・県 898,345,000円 一財 301,775,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 1,196,500,000円×1/2=598,250,000円]

[国補：地域生活支援事業補助金 1,941,140円×1/2=970,000円]

[県負：自立支援給付費負担金 1,196,500,000円×1/4=299,125,000円]

○ 目的

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度、介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・ 障害者給付審査会委員報酬 966,000円  
会長 @17,000円×1人×6回=102,000円  
委員 @16,000円×9人×6回=864,000円
- ・ 障害者給付審査会委員費用弁償 48,000円
- ・ 扶助費(自立支援給付費) 1,196,500,000円  
介護給付費 650,387,000円
  - 居宅介護 (47,022,000円) 77人
  - 重度訪問介護 (300,000円) 3人
  - 同行援護 (3,000,000円) 12人
  - 療養介護 (11,639,000円) 5人
  - 生活介護 (427,045,000円) 195人
  - 短期入所 (9,979,000円) 99人
  - 施設入所支援 (151,402,000円) 114人

訓練等給付費	502,425,000 円	
共同生活援助	(76,278,000 円)	66 人
宿泊型自立訓練	(2,000,000 円)	2 人
自立訓練(機能)	(3,000,000 円)	8 人
自立訓練(生活)	(35,143,000 円)	22 人
就労移行支援	(73,695,000 円)	30 人
就労継続支援 A 型	(66,790,000 円)	49 人
就労継続支援 B 型	(245,519,000 円)	185 人
計画相談支援給付費	13,688,000 円	
特定障害者特別給付費	30,000,000 円	
・認定調査旅費	7,000 円	
・消耗品費	133,000 円	
・通信運搬費	32,000 円	
・自立支援システム使用料	78,000 円	
・給付審査会医師意見書文書料	921,000 円	(新規者・継続者 180 名分)
・障害程度区分認定調査業務委託料	7,000 円	
・国保連支払審査手数料	1,428,000 円	

[担当：障害福祉課] P.113

### 3302 自立支援医療に関する経費 42,785,000 円 (43,110,000 円)

[国・県 32,065,000 円 一財 10,720,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付費負担金 更生医療	37,284,000 円×1/2=	18,642,000 円
育成医療	1,108,000 円×1/2=	554,000 円
療養介護医療費	4,362,000 円×1/2=	2,181,000 円]
[県負：自立支援医療給付費負担金 更生医療	37,284,000 円×1/4=	9,321,000 円
育成医療	1,108,000 円×1/4=	277,000 円
療養介護医療費	4,362,000 円×1/4=	1,090,000 円]

○ 目的

- 更生医療 身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、更生のために必要な医療費を支給する。
- 育成医療 障害児で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。
- 療養介護 療養介護に係る介護給付費を受けた障害者で、病院や施設等で機能訓練や介護等を受けている場合に、医療に要した費用を支給する。

○ 内容

免疫療法(HIV、腎臓、肝臓)、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等の医療費について支給する。

- ・更生医療給付費 37,284,000 円
  - 内訳) 生保透析者 @275,000 円×7人×12月= 23,100,000 円
  - 生保免疫者 @280,000 円×2人×12月= 6,720,000 円

一般透析者	@32,000 円× 1 人×12 月＝	384,000 円
一般免疫者	@41,000 円× 9 人×12 月＝	4,428,000 円
一般肝臓・腎臓免疫者	@29,000 円× 5 人×12 月＝	1,740,000 円
一般肢体	@456,000 円× 2 人	＝ 912,000 円
・ 育成医療給付費	1,108,000 円	
内訳) 肢体不自由	@132,000 円× 2 人	＝ 264,000 円
咀嚼機能障害	@5,000 円× 5 人×12 月	＝ 300,000 円
心臓機能障害	@230,000 円× 2 人	＝ 460,000 円
肝臓機能障害	@7,000 円× 1 人×12 月	＝ 84,000 円
・ 療養介護医療費（自立支援給付費負担金から移行）	4,362,000 円	
重度障害者療養介護分	@72,700 円× 5 人×12 月	＝ 4,362,000 円
・ 審査支払手数料	31,000 円	

[担当：障害福祉課] P. 113

3303 補装具費に関する経費 15,000,000 円（15,000,000 円）

[国・県 11,250,000 円 一財 3,750,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 7,500,000 円]

[県負：自立支援補装具費負担金 3,750,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

・ 補装具交付及び修理費 15,000,000 円

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P. 113

3304 地域生活支援事業に関する経費 46,106,000 円（42,581,000 円）

[国・県 32,523,000 円 一財 13,583,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 21,682,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 10,841,000 円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的、効率的に柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報償費〉

- ・自立支援協議会委員謝礼 @2,000 円×26 人×4 回=208,000 円  
自立支援協議会は、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携を図り支援体制の整備を行う。

〈委託料〉

- ・意思疎通支援事業委託料 674,000 円  
手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。  
@48,900×12 月=586,800 円  
通訳者派遣事務費  
@1,800×48 件=86,400 円
- ・精神障害者家族相談員紹介事業委託料  
精神障害者を持つ家族の相談を対象とした相談員紹介委託事業で、家族への必要な援助を行う。  
精神障害者家族相談員紹介事業委託料 @20,000 円×3 人=60,000 円
- ・地域活動支援センター事業委託料 3,652,011 円  
地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。I 型は専門職員を配置し相談支援事業を併せて実施すると共に医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。  
(委託先) 地域活動支援センター I 型 「いなしきハートフルセンター」  
竜ヶ崎保健所管内の 5 市 2 町 (守谷市、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町) で委託している。負担割合は人口割、利用者割等により決定される。
- ・生活支援 (生活訓練等) 事業委託料 108,000 円  
精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行なうもの。  
(委託先) 地域活動支援センター クローバ沼南 @9,000×12 月=108,000 円

〈負担金、補助及び交付金〉

- ・地域身体障害者スポーツ大会負担金 60,000 円  
6 市 1 町 1 村 (取手市、つくばみらい市、牛久市、龍ヶ崎市、美浦村、阿見町、稲敷市、かすみがうら市) で持ち回り開催するスポーツ大会負担金で各市町村同額
- ・社会参加促進事業補助金 837,000 円  
社会福祉協議会の取手市総合ボランティア支援センターの行う手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業に対する補助金

〈扶助費〉

- ・日常生活用具給付 22,419,000 円  
ストマ用装具 18,178,895 円 その他の日常生活用具 4,240,082 円  
ストマ用装具、電気式たん吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。
- ・自動車改造費助成 200,000 円  
@100,000 円×2 件

- ・自動車運転免許取得費助成 200,000 円  
@100,000 円×2 件
- ・障害者生活ホーム助成 1,577,520 円  
@65,730 円×2 人×12 月=1,577,520 円
- ・移動支援 2,224,644 円  
屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者および精神障害者に対して、外出の際の移動を支援する。  
@185,387×12 月=2,224,644 円
- ・日中一時支援 10,324,000 円  
日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにする。
- ・訪問入浴サービス 3,240,000 円  
自宅において入浴することが困難な重度障害者に対し、移動入浴車によるサービスを提供し、重度障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。  
@11,250 円×4 回×6 人×12 月=3,240,000 円

[担当：障害福祉課] P.114

3601 あけぼの、さくら荘、かたらいの郷入浴施設障害者使用料助成に要する経費  
1,639,000 円 (1,621,000 円)

[一財 1,639,000 円]

○ 目的

入浴施設の利用料金を助成することにより経済的負担の軽減と、障害者の地域生活支援、社会参加促進を図る。

○ 内容

「取手市立老人福祉センターあけぼの」「取手市立老人福祉センターさくら荘」「取手市立かたらいの郷」の障害者とその付添人 1 名の利用料金 100 円を助成する。

@100 円×16,384 人 (3 施設延利用実績 H26 下半期・H27 上半期) =1,638,400 円

利用実績内訳 あけぼの 3,226 人 さくら荘 1,636 人 かたらいの郷 11,522 人

## 1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.115

0501 老人福祉事務に要する経費 1,276,000 円 (1,288,000 円)

[一財 1,276,000 円]

○ 目的

高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者を対象とした台帳を整備し、高齢者台帳システムにて管理し、登録者の緊急時に活用することにより安全安心を図る。

○ 内容

民生委員が対象者を戸別訪問し、台帳を作成する。台帳は紙で管理すると同時に、システムに入力し管理する。

高齢者台帳システム使用料 @70,000 円×12 月×1.08=907,200 円

[担当：高齢福祉課] P. 115

2202 緊急通報装置給付に関する経費 10,090,000円 (8,925,000円)

[一財 10,090,000円]

○ 目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置を設置することにより、高齢者等の不安を軽減する。また災害等からの救助活動を一層迅速に行う。

○ 内容

端末機設置（火災警報器付き）	@110,000円×13台×1.08×0.9=1,389,960円
（火災警報器なし）	@87,600円×40台×1.08×0.9=3,405,888円
受信センター装置リース料	@60,400円×12月×1.05=761,040円
端末機保守点検委託料	3,604,000円

設置時には所得により自己負担が生じる場合がある。

[担当：高齢福祉課] P. 116

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 10,540,000円 (10,335,000円)

[一財 10,540,000円]

○ 目的

移動制約者及び移動支援団体に対し助成することにより、高齢者及び障害者等の外出促進と閉じこもり防止を図る。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 @700円×650件×12月=5,460,000円

移送団体・タクシー共通利用券 @730円×290件×12月=2,540,400円

・福祉車両点検整備費補助事業

移送サービス団体が所有する福祉車両の車検・点検の整備費を補助することにより、福祉車両の普及促進と安全性の向上を図る。1団体につき200,000円まで。

社会福祉協議会 @100,000円×2台=200,000円

NPO法人 ふじしろ福祉の会 @100,000円×2台=200,000円

NPO法人 活きる @100,000円×2台=200,000円

・移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

@200円×650件×12月=1,560,000円

・利用料助成については、本人が市民税非課税の方を対象とする。発行枚数は月4枚。

[担当：高齢福祉課] P. 117

2206 愛の定期便事業に関する経費 1,127,000円 (1,173,000円)

[一財 1,127,000円]

○ 目的



ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸飲料を配布しながら安否確認を行う事業。週 3 回（月・水・金）利用者負担なし。

乳酸飲料業者配達	月・水	@69 円×2 本×96 日×65 人=861, 120 円
社協ヘルパー配達	金	@40 円×2 本×50 日×65 人=260, 000 円

[担当：高齢福祉課] P. 117

2208 お休み処に関する経費 3,889,000 円 (3,646,000 円)

[その他 11,000 円 一財 3,878,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000 円]

○ 目的

高齢者と地域の人々とのふれあいの場を提供する事で、地域とのつながりを強め、高齢者の見守り、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営にあたっては運営団体との協働のもと、ボランティアスタッフを活用し、お茶や談話で憩えるような場にする。

・お休み処施設賃借料（家賃・共益費）

戸頭団地 @55,764 円×12 月=669,168 円

井野団地 @52,352 円×12 月=628,224 円

・非常勤職員報酬

@851 円×5 時間×20 日×12 ヶ月×2 ヶ所=2,042,400 円

[担当：高齢福祉課] P. 118

2301 敬老祝金支給に要する経費 5,109,000 円 (5,669,000 円)

[一財 5,109,000 円]

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

99 歳以上対象者については、訪問し褒賞と祝金を手渡しする。

敬老祝金 5,000,000 円 88 歳 @10,000 円×380 人= 3,800,000 円

99 歳以上 @10,000 円×120 人= 1,200,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 118

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 34,200,000 円 (34,200,000 円)

[その他 10,003,000 円 一財 24,197,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 10,003,000 円]

(1) 取手市シルバー人材センター補助金 24,100,000 円

○ 目的

高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。

○ 内容

シルバー会員による受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。  
受託事業・・・植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、家事手伝い、一般事務 他

(2) 取手市シルバー人材センター貸付金 10,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの配分金（会員の仕事の対価）の立替え払い用資金に資するための貸付金。

○ 内容

シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、会員への配分金の支払いは翌月 15 日に行っている。円滑な配分金支払いのために貸し付けを行い、年度内に償還させる。

[担当：高齢福祉課] P. 118

2801 あけぼの管理運営に関する経費 39,903,000 円 (42,006,000 円)

[一財 39,903,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応ずる。

○ 内容

浴室の利用と趣味教室活動の場として、月約 4,500 人の高齢者が利用している。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 26 年度から平成 29 年度。

・ 指定管理料 39,714,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 119

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 90,023,000 円 (40,157,000 円)

[地方債 41,200,000 円 その他 13,800,000 円 一財 35,023,000 円]

＊ 特財積算根拠

[市債：かたらいの郷施設整備事業債 55,000,000 円×75%≒41,200,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 13,800,000 円]

○ 目的

高齢者の生きがいの増進と利用者の世代間の交流を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

大浴場を中心として、月約9,000人が利用している。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は日本環境マネジメント株式会社。指定管理契約期間は平成27年度から平成31年度。

- ・指定管理料 35,003,000 円
- ・エアコン交換工事 55,000,000 円

[担当：高齢福祉課] P.119

2803 ふれあいの郷管理運営に関する経費 2,800,000 円 (0 円)

[その他 2,500,000 円 一財 300,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 2,500,000 円]

○目的

高齢者が要介護状態等になったときに、家庭事情等のため在宅での生活が出来ない場合等に、特別養護老人ホームに入所することで、日常生活の安定と充足を図る。

○内容

社会福祉法人取手市社会福祉事業団を指定管理者に指定している。介護サービス利用料金により運営しているため、指定管理料は発生していない。協定書により、施設の大規模な修繕・工事は市が実施することとなっており、平成28年度は老朽化したエレベータの改修に向けて設計業務を委託する。

- ・ふれあいの郷エレベータ改修工事設計委託 2,800,000 円

[担当：高齢福祉課] P.119

2804 さくら荘管理運営に関する経費 80,355,000 円 (30,021,000 円)

[地方債 36,900,000 円 その他 12,402,000 円 一財 31,053,000 円]

\* 特財積算根拠

[市債：さくら荘施設整備事業債  $49,302,000 \times 75\% \approx 36,900,000$  円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 12,402,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応ずる。

○ 内容

各種趣味教室活動が充実し、高齢者の方の生きがい増進の場として、月約1,900人の高齢者が利用している。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成26年度から平成29年度。

- ・指定管理料 29,172,000 円
- ・エアコン改修工事 49,302,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 120

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 12,326,000 円 (12,210,000 円)

[その他 1,273,000 円 一財 11,053,000 円]

\* 特財積算根拠

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 1,273,000 円]

○ 目的

養護老人ホーム（身体は自立であるが家族の虐待、経済的などの理由から在宅での生活が困難な高齢者の入所施設）へ入所措置し、高齢者の安全と生活の安定を図る。

○ 内容

養護老人ホームにおいて日常生活を営む入所者 5 名の生活費・事務費等の入所措置費。費用徴収基準により、本人及び扶養義務者から負担金を徴収している。

[担当：高齢福祉課] P. 120

3401 高齢者クラブ活動に要する経費 2,840,000 円 (2,955,000 円)

[国・県 448,000 円 一財 2,392,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：高齢福祉対策費補助金 448,000 円]

○ 目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるために、各高齢者クラブに社会活動促進の助成をし、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者の生きがいと地域活動を促進する。

○ 内容

市内 36 高齢者クラブが行う、健康と生きがいづくりなどの諸事業の事業費に対し、補助要綱を定め、基本額と人数割額によって補助金を交付している。

- ・基本額 1 クラブ 20,000 円 対象クラブ数 36 クラブ
- ・人数割 30 人以下 57,600 円 (上限) 8 クラブ
- 31 人から 49 人 129,600 円 (上限) 6 クラブ
- 50 人から 74 人 842,400 円 (上限) 13 クラブ
- 75 人以上 939,600 円 (上限) 9 クラブ

[担当：高齢福祉課 → H28 健康づくり推進課] P. 120

3501 介護予防拠点施設管理に要する経費 1,889,000 円 (1,834,000 円)

[一財 1,889,000 円]

○ 目的

地域の高齢者が気楽に集い、ふれあえる場を提供し、さらに健康づくりや趣味のサークルを企画する施設の管理運営を行い、健康増進と生きがいづくりを図る。

○ 内容

健康相談、健康体操、趣味教室、チューブ体操、そば打ち講座等を実施。

参加対象者は市内在住 60 歳以上の方。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 26 年度から平成 29 年度。

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代) 指定管理料 7,705,000 円のうち

介護予防拠点施設運営に関する経費 5,820,000 円を介護保険特別会計で支出。

- ・ 火災保険料 3,610 円
  - いきいきプラザに係る火災保険料
- ・ いきいきプラザ・げんきサロン指定管理料 1,885,000 円
  - いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代)の施設管理委託料

[担当：高齢福祉課] P. 120

4101 健康遊具整備に要する経費 4,800,000 円 (4,800,000 円)

[国・県 4,800,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域介護・福祉空間推進整備交付金 4,800,000 円]

○ 目的

高齢者が要介護状態へ移行せず、いつまでもいきいきと過ごすことができるよう、健康遊具を設置し介護予防につなげる。

○ 内容

市内の公園等に高齢者向けの健康遊具を設置する。

@2,400,000×2 圏域=4,800,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 121

4901 介護保険利用料助成事業に要する経費 4,738,000 円 (4,149,000 円)

[一財 4,738,000 円]

○ 目的

低所得者（保険料段階区分第1段階者・第2段階者・第3段階者）の在宅介護サービス利用者負担額の一部を助成することにより、利用者の負担を軽減する。

○ 内容

保険料段階区分により、利用者負担額の30%、20%、15%をそれぞれ助成する。

保険料段階区分第1段階者：老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方  
又は世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計金額が80万円以下の方

@7,000 円×151名×12月×30%=3,805,200 円

保険料段階区分第2段階者：世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計金額が80万円超120万円以下の方

@7,000 円×34名×12月×20%=571,200 円

保険料段階区分第3段階者：世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計金額が120万円超の方

@7,000 円×22名×12月×15%=277,200 円

[担当：高齢福祉課] P. 122

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,521,000 円 (7,521,000 円)

[一財 7,521,000 円]

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、Eボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての、介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金	4,500,000円
小貝川生き生きクラブ運営委託料	3,000,000円

**1 社会福祉費 4 女性行政費**

[担当：子育て支援課] P.122

**2001 配偶者等からの暴力の相談に要する経費 10,000円 (10,000円)**

[一財 10,000円]

○ 目的

配偶者等から暴力の被害者に対する相談・助言を行い、状況の改善や生活の自立を図る。

○ 内容

DV相談に係る事務経費。

**1 社会福祉費 5 医療福祉費**

[担当：国保年金課] P.123

**0501 医療福祉事務に要する経費 15,777,000円 (18,366,000円)**

[国・県 4,735,000円 一財 11,042,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 9,470,000円×1/2=4,735,000円]

○ 目的

医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

審査支払手数料 マル福分(国保連合会)	@49 ×62,000件=3,038,000円
(支払基金)	@90.3×55,000件=4,966,500円(調剤以外)
	@45.8×32,000件=1,465,600円(調剤)
ぬくもり分(国保連合会)	@49 ×4,000件=196,000円
(支払基金)	@90.3×22,000件=1,986,600円(調剤以外)
	@45.8×13,000件=595,400円(調剤)
国保連合会共同電算処理委託料	1,782,000円

[担当：国保年金課] P.123

**0601 医療福祉費助成に要する経費 616,030,000円 (617,400,000円)**

[国・県 236,269,000円 その他 66,093,000円 一財 313,668,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：(医療福祉医療費 538,630,000円－高額療養費返納金 66,092,000円)×1/2  
=236,269,000円]

[諸収入：高額療養費返納金 66,092,000円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000 円]

○ 目的

出生から中学3年生・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々に  
対して、公費で医療費の一部を負担し、少子化対策の促進を図る。

茨城県の医療費助成制度では支給制限を受ける0歳児から中学3年生までの小児を対象  
に、保険診療分費用の一部を取手市が負担するぬくもり医療支援事業を実施している。

○ 内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の  
扶助を行う。

## 1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P.123

0501 国民年金事務に要する経費 528,000 円 (548,000 円)

[国・県 528,000 円]

\* 特財算出根拠

[国委：国民年金事務委託金 528,000 円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互  
いを支えあう制度である。老後の所得保障だけでなく万一病気やケガで重い障害が残った  
場合の障害基礎年金や家計の大黒柱を失ったときに遺族基礎年金が支給される公的年金制  
度で、国から法定受託事務として行っている。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金と厚生年金に分かれ、国民年金は、日本国内に住む20歳から  
60歳までのすべての方が加入することになっている。

## 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：子育て支援課] P.125

0601 保育事務に要する経費 2,621,000 円 (2,727,000 円)

[その他 9,000 円 一財 2,612,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 9,000 円]

○ 目的

保育所の運営を円滑に行い、保護者の就労または疾病等により、保育を必要とする乳幼  
児を保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な  
心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所7カ所の管理運営に対する事務経費。

[担当：子育て支援課] P.125

1001 児童福祉審議会に要する経費 186,000 円 (186,000 円)

[一財 186,000 円]

○ 目的

本市における子ども・子育て支援及び児童福祉全般に関する事項について調査、審議する。

○ 内容

児童福祉審議会委員報酬 178,000 円

児童福祉審議会委員旅費 8,000 円

[担当：子育て支援課] P.126

1201 子ども・子育て事業に要する経費 9,087,000 円 新規

[国・県 6,052,000 円 その他 33,000 円 一財 3,002,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 3,026,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 3,026,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 33,000 円]

○ 目的

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、地域や子育て世帯のニーズを把握し、総合的・計画的に子ども・子育て支援に関する事業を実施する。

○ 内容

利用者支援事業実施経費 9,087,000 円

・子育てコーディネーター

地域子育て支援センター2ヶ所で、専任非常勤職員(保健師各1名づつ)が、育児不安を抱えていたり、子どもの発達が気になる保護者からの相談に応じ、相談者が抱える課題を解決するために早期に適切な専門機関等につなげ、身近な場所である支援センターで継続的な見守りを行う。また、下記の保育コンシェルジュの役割も兼ねる。

・保育コンシェルジュ

子育て支援課窓口で、専任臨時職員(1名)が子育てに関する施設・利用サービスの情報を提供、また、利用者に最適な子育て支援に係る施設・サービス等を提案し、円滑な利用の手助けを行う。

[担当：障害福祉課] P.126

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 32,835,000 円 (22,906,000 円)

[一財 32,835,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童(概ね就学前)とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であり、平成26年度から平成29年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

通園部門(単独通園、親子通園)、専門職指導(作業療法、言語療法、心理指導など)、相談部門(発達相談、就学相談)を三本柱として専門的な療育を行う。

その他の事業としてこども発達センターの継続利用者で小学校2年生までを対象に、放



課後等デイサービス事業を行う。

- ・ こども発達センター指定管理料 32,816,000 円
- ・ 火災保険料 19,000 円

[担当：子育て支援課] P. 127

2101 家庭児童相談室に要する経費 3,558,000 円 (3,339,000 円)

[国・県 64,000 円 その他 16,000 円 一財 3,478,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 32,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 32,000 円]

[負担金：子育て支援短期利用者負担金 1,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 15,000 円]

○ 目的

児童を養育している家庭に係る悩みや相談等について助言、指導を行うことにより福祉の向上を図る。

○ 内容

家庭相談員による相談、助言を行う。

[担当：子育て支援課] P. 127

2801 児童扶養手当に要する経費 356,502,000 円 (350,457,000 円)

[国・県 118,693,000 円 その他 72,000 円 一財 237,737,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 356,078,000 円×1/3≒118,692,000 円]

[県補：母子・寡婦福祉資金貸付事務処理特例交付金 1,000 円]

[諸収入：児童扶養手当返納分（過年度） 72,000 円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計をともにしていない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って手当を支給し、福祉の増進を図る。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの児童（心身におおむね中度以上の障害がある場合は 20 歳未満）を監護している父・母または両親にかわって養育している方（所得制限あり）

全部支給の場合

対象児童数(人)	月額(円)
1	42,000
2	47,000 (平成 28 年 12 月分からは 52,000)
3	50,000 (平成 28 年 12 月分からは 58,000)

※ 3 人目以降は、3,000 円ずつ加算(平成 28 年 12 月分からは 6,000 円ずつ加算)

一部支給の場合 月額 41,990 円から 9,910 円まで段階的に支給する。

手当支給月は、4 月、8 月、12 月で前月分までを支給する。

対象者数：全部支給 388 人、一部支給 391 人、2 子加算 241 人、3 子以降加算 59 人

[担当：子育て支援課] P. 128

3001 要保護児童対策事業に要する経費 140,000 円 (97,000 円)

[国・県 72,000 円 一財 68,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 36,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 36,000 円]

○ 目的

関係機関との情報共有・連携を行い、要保護児童の早期発見と早期対応により適切な保護を図る。また、児童虐待についての啓発活動を行うことにより虐待の早期発見・未然防止を図る。

○ 内容

代表者会議、実務者会議、個別支援会議を定期・随時に開催し要保護児童の支援を行う。児童虐待防止の啓発活動を行う。

[担当：障害福祉課] P. 128

3201 児童療育システムに要する経費 1,780,000 円 (1,154,000 円)

[国・県 855,000 円 一財 925,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 570,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 285,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りを持つ子とその親を支えるため、障害の早期発見から療育、保育、就学へつながる一貫した地域支援体制を整え、それぞれの機関の役割を明確にしながら、その受け皿となる各機関の療育的専門機能の充実を図る。

○ 内容

発達支援専門員（コーディネーター）を配置し、関係機関との連絡調整会議等を通して、児童の支援体制づくりに取り組む。さらに、市内幼稚園・保育所への巡回相談の実施、保健センターの親子教室、こども発達センターの事業を専門的視点でサポートする。

・巡回相談員謝礼	@20,000×50回＝	1,000,000 円
・講演会講師謝礼	@20,000×2回＝	40,000 円
・メンター研修講師謝礼	@50,000×2回＝	100,000 円
・療育システム連絡会会員謝礼	@20,000×1人＝	20,000 円
・旅費	研修旅費	8,000 円
・使用料及び賃借料	公用車リース料	217,000 円
・需用費		81,000 円
・備品購入費		285,000 円
・研修負担金		29,000 円

[担当:子育て支援課] P.129

**3301 少子化対策事業に要する経費 4,676,000円(4,672,000円)**

[国・県 1,866,000円 その他 57,000円 一財 2,753,000円]

\* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 933,000円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 933,000円]

[諸収入:とりでファミリー・サポートセンター入会金 57,000円]

○ 目的

地域社会のなかで、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備に取り組む。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター運営事業委託料 4,674,000円

[担当:子育て支援課] P.129

**3901 児童手当事務に要する経費 4,191,000円(4,126,000円)**

[その他 9,000円 一財 4,182,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:雇用保険料本人負担分 9,000円]

○ 目的

児童手当の給付事務を、適正かつ迅速に支給する

○ 内容

申請書受理・審査認定・支給決定までの一連の事務処理

報酬 1,719,000円

共済費 289,000円

旅費 51,000円

需用費 94,000円

役務費 2,038,000円

## 2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当:子育て支援課] P.130

**2601 児童手当支給に要する経費 1,509,000,000円(1,510,200,000円)**

[国・県 1,278,500,000円 一財 230,500,000円]

\* 特財積算根拠

[国負:被用者3歳未満児童手当  $270,000,000円 \times 37/45 = 222,000,000円$ ]

[県負:被用者3歳未満児童手当  $270,000,000円 \times 4/45 = 24,000,000円$ ]

[国負:被用者3歳以上中学校修了前児童手当  $867,000,000円 \times 4/6 = 578,000,000円$ ]

[県負:被用者3歳以上中学校修了前児童手当  $867,000,000円 \times 1/6 = 144,500,000円$ ]

[国負:非被用者中学校修了前児童手当  $330,000,000円 \times 4/6 = 220,000,000円$ ]

[県負:非被用者中学校修了前児童手当  $330,000,000円 \times 1/6 = 55,000,000円$ ]

[国負：特例給付者児童手当 42,000,000 円×4/6=28,000,000 円]

[県負：特例給付者児童手当 42,000,000 円×1/6=7,000,000 円]

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。

・手当月額

3歳未満 15,000 円

3歳以上～小学生 10,000 円 第3子以降は 15,000 円

中学生 10,000 円

所得制限超 児童1人につき 一律 5,000 円

・対象者数：3歳未満 1,910 人、3歳～小学生 6,780 人、中学生 2,180 人、  
特例給付 700 人

・年3回支給 6月(2-5月分)、10月(6-9月分)、2月(10-1月分)支給

[担当：障害福祉課] P. 130

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 2,820,000 円 (2,570,000 円)

[国・県 846,000 円 一財 1,974,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：障害児福祉手当補助金 846,000 円]

○ 目的

在宅の心身に重度障害のある20歳未満の児童で、国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・Aで、国の障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

⑤,000 円×47 人×12 ヶ月=2,820,000 円

月額 5,000 円 年3回支給 8月(4~7月分)、12月(8~11月分)、4月(12~3月分)支給

[担当：障害福祉課] P. 130

2901 障害児施設給付費に要する経費 199,396,000 円 (112,308,000 円)

[国・県 149,040,000 円 一財 50,356,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：障害児施設給付費負担金 198,720,000 円×1/2=99,360,000 円]

[県負：障害児施設給付費負担金 198,720,000 円×1/4=49,680,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作、知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう利用した、障害児通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）について、障害児通所給付費として支給することにより、障害児の福祉の

増進を図る。

○ 内容

- ・ 障害児通所給付費 198,720,000 円
  - 児童発達支援 (53,520,000 円) 210 人
  - 放課後等デイサービス (145,200,000 円) 137 人
- ・ 国保連支払審査手数料 676,000 円

[担当：障害福祉課] P.130

3001 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業に要する経費 186,000 円 (0 円)

[国・県 93,000 円 一財 93,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 93,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進及び子育て世代の負担軽減を図る。

○ 内容

両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で 70 デシベル未満の軽度・中等度の難聴者への補聴器購入の費用の一部を助成する。(補助額は基準価格の 2/3)

@55,800 円×5 人×2/3=186,000 円

## 2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.131

2001 民間保育園入所に要する経費 1,206,170,000 円 (1,233,039,000 円)

[国・県 613,195,000 円 その他 143,430,000 円 一財 449,545,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 345,907,000 円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 174,108,000 円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 93,180,000 円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 143,430,000 円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、乳幼児を保育園に入所させることで、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所(園)入所委託料

(単位：人、円)

園名	定員	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4・5 歳児	計	入所委託料
取手保育園	90	6	27	21	37	91	88,796,280
ふたば保育園	45	4	15	11	19	49	60,085,920
育英保育園	90	5	25	15	40	85	78,386,400
たちばな保育園	90	4	33	20	40	97	90,155,280

共生保育園	60	5	16	17	32	70	73,147,680
稲保育園	90	9	24	21	34	88	85,603,920
戸頭東保育園	110	10	37	22	40	109	99,099,480
計	575	43	177	127	242	589	575,274,960

認定こども園入所委託料

(単位:人、円)

園名		利用定員	2号・3号認定	委託料	1号認定	委託料
幼保連携型	たかさごスクール取手	153	113	86,226,960	3	3,601,920
	取手ふたば文化	249	56	39,010,440	182	51,298,560
	めぐみ保育園	129	48	50,232,840	62	24,535,988
	戸頭さくらの森	135	57	41,036,910	99	27,524,178
	みどりが丘	228	48	44,269,630	180	61,296,600
幼稚園型	取手幼稚園	55	2	1,958,640	46	27,510,840
	白山幼稚園	95	14	9,935,180	63	27,910,134
	光風台幼稚園	115	11	10,521,040	88	41,653,736
	あづま幼稚園	90	5	5,379,860	88	41,653,736
計		1,249	354	288,571,500	811	306,985,692

施設給付型幼稚園児入所委託料

(単位:人、円)

園名	利用定員	1号認定	入所委託料
チューリップ幼稚園	60	47	21,171,692
チューリップ第二幼稚園	45	30	13,995,840
計	105	77	35,167,532

[担当:子育て支援課] P.131

2101 乳幼児保育に要する経費 6,833,000円 (11,077,000円)

[国・県 3,416,000円 一財 3,417,000円]

\* 特財積算根拠

[県補:乳児等保育事業費補助金 3,416,000円]

○ 目的

民間保育園等における乳児等の保育に対し、これに直接従事する非常勤保育士の雇用に要する費用の助成を行い、もって民間保育所等における乳児等の保育体制の整備の向上を図る。

○ 内容

1歳児の担当(非常勤)保育士の雇用に要する経費を、各月初日における1歳児の人員に基づき算定した額の年間合計額

月額 3,900円 × 1歳児数 146名 × 12月 = 6,832,800円

[担当:子育て支援課] P.131

2201 民間保育園運営に要する経費 100,690,000円 (131,149,000円)

[国・県 29,612,000円 一財 71,078,000円]

\* 特財内訳

[国補：子ども・子育て支援交付金 14,806,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 14,806,000 円]

○ 目的

民間保育園が健全で安定した運営と児童福祉の増進を図ることを目的とする。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園に対して運営補助金及び、延長保育促進事業補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園の設置者に設置者負担分相当額を補助する。

また、一時預かり事業、病後児保育事業について、事業実施予定の民間保育園に対して補助金を交付する。

補助金内訳 1

(単位:円)

区 分	取手保育園	ふたば保育園	育英保育園	たちばな 保育園	共生保育園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
民間保育園 格差是正費	728,000	819,000	728,000	728,000	637,000
民間保育園 施設管理費	972,000	486,000	972,000	972,000	648,000
主食費	777,600	324,000	615,600	583,200	486,000
民間保育園 一時預かり事業	—	—	—	1,580,000	—
民間保育園延長保 育促進事業補助金	2,270,800	1,548,400	909,600	1,528,800	961,200
民間保育園 病後児保育事業	—	—	—	—	—
日本スポーツ振興 センター共済掛金	2.3号 21,000	2.3号 10,500	2.3号 20,125	2.3号 21,000	2.3号 14,000
計	5,849,400	4,267,900	4,325,325	6,493,000	3,826,200

補助金内訳 2

(単位:円)

区 分	稲保育園	たかさご スクール取手 ・アネックス	戸頭東 保育園	取手ふたば 文化	めぐみ 保育園	戸頭さくら の森
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
民間保育園 格差是正費	910,000	910,000	1,001,000	728,000	728,000	1,001,000
民間保育園 施設管理費	972,000	1,490,400	1,296,000	637,200	648,000	615,600
主食費	583,200	777,600	712,800	432,000	388,800	388,800
民間保育園 一時預かり事業	1,580,000	1,473,000	1,473,000	1,124,000	1,500,000	1,220,800
民間保育園延長保 育促進事業補助金	1,951,600	858,000 1,693,600	1,900,000	1,848,400	1,580,400	1,116,000
民間保育園 病後児保育事業	2,407,000	—	—	—	—	—

日本スポーツ振興センター共済掛金	2.3号 21,000	1.2.3号 21,330	2.3号 23,625	1.2.3号 36,315	1.2.3号 20,115	1.2.3号 20,925
計	9,504,800	8,303,930	7,486,425	5,885,915	5,945,315	5,443,125

補助金内訳 3

(単位:円)

区 分	みどりが丘 幼稚園	チュールッ ・チュールッ 第二幼稚園	取手幼稚園	白山幼稚園	光風台 幼稚園	あづま 幼稚園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	—	—	—	—	—
民間保育園 格差是正費	728,000	—	—	—	—	—
民間保育園 施設管理費	518,400	—	—	—	—	—
主食費	259,200	—	108,000	324,000	216,000	432,000
民間保育園 一時預かり事業	2,306,000	1,008,000 1,140,000	1,520,000	1,346,400	1,226,000	1,105,380
民間保育園延長保 育促進事業補助金	1,477,200	154,800 154,800	154,800	309,600	206,400	516,000
民間保育園 病後児保育事業	—	—	—	—	—	—
日本スポーツ振興 センター共済掛金	1.2.3号 33,480	1号 16,875	1.2号 8,775	1.2号 15,525	1.2号 18,225	1.2号 13,500
計	6,402,280	2,474,475	1,791,575	1,995,525	1,666,625	2,066,880

※日本スポーツ振興センター共済掛金については、認定番号により単価が変わる。

[担当：子育て支援課] P.132

2401 管外保育委託に要する経費 93,981,000円 (92,524,000円)

[国・県 56,763,000円 その他 7,015,000円 一財 30,203,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 37,422,000円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 12,057,000円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 7,284,000円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 7,015,000円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外(市外)の保育園に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所(園)入所委託料

(単位:人、円)

園名	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	計	入所委託料
管外公立保育所(園)	0	0	0	3	3	1,443,600
管外私立保育所(園)	2	10	10	15	37	32,577,000



管外私立施設給付型幼稚園	0	0	4	10	14	5,688,000
管外公立施設給付型幼稚園	0	0	0	1	1	636,000
管外認定こども園1号認定	0	0	20	43	63	22,946,000
管外認定こども園2号3号認定	2	4	4	15	25	30,690,000

[担当：子育て支援課] P.132

2601 すこやか保育応援事業に要する経費 3,600,000円 (3,600,000円)

[国・県 1,800,000円 一財 1,800,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：すこやか保育応援事業補助金 1,800,000円]

○目的

少子化の進む中、希望する子どもの数をもてない要因のひとつとして経済的負担をあげる世帯が多い。子育て家庭への経済的負担の軽減策として、保育所に2人以上入所している第2子以降の3歳未満児の保育料の一部を助成し、経済的負担を軽減する。

○内容

県1/2、市1/2を助成する。

助成対象（以下の全てを満たす場合）

- ① 2子以降の3歳未満児であること
- ② 保育料が1/2に軽減されている児童であること
- ③ 国基準額表の第2から第4階層に属する世帯の児童であること

公立 @3,000円×45名×12月=1,620,000円

私立 @3,000円×45名×12月=1,620,000円

認定こども園 @3,000円×10名×12月=360,000円

## 2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.133

2001 保育所の管理運営に要する経費 1,019,531,000円 (1,068,468,000円)

[その他 745,388,000円 一財 274,143,000円]

\* 特財積算根拠

[負担金：延長保育利用保護者負担金 1,318,000円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 178,000円]

[使用料：公立保育所使用料（代理受領分） 516,901,000円]

[使用料：市立幼稚園保育料（代理受領分） 33,898,000円]

[使用料：公立保育所使用料（保護者負担分） 171,575,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,600,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,200,000円]

[諸収入：管外保育受託収入 2,554,000円]

[諸収入：保育所職員給食代 14,337,000円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 819,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 1,008,000円]

○ 目的

保護者の就労または疾病等により、保育を必要とする乳幼児を公立保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所7ヵ所の管理運営費。

子ども・子育て支援法において保育所の給付費は、支給認定こどもの保護者に施設型給付費として個人給付される。公立施設の利用者負担については、市の条例で徴収根拠を定めることにより、利用者負担額を公債権として整理し、公定価格全体を公立施設の使用料と定め、その支払いに給付費の法定代理受領及び保護者負担金を充てることとなる。よって使用料の歳入として法定代理受領（個人給付相当額）と保護者負担額を債権として計上し、歳出として代理受領と同額を給付金として計上する。

[担当：子育て支援課] P. 135

2101 保育所の施設整備に要する経費 21,216,000円（0円）

[その他 19,000,000円 一財 2,216,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 19,000,000円]

○ 目的

子どもたちが安全で安心した保育生活を送るために公立保育所の施設整備を図る。

○ 内容

吉田保育所、舟山保育所及び東部地域子育て支援センターの老朽化に伴う、旧取手第一中学校跡地への統合・新築工事に係る経費

実施期間 平成28年度～平成32年度

- ・(仮称)吉田・舟山保育所及び子育て支援センター新築工事基本設計業務委託料  
18,000,000円
- ・(仮称)吉田・舟山保育所及び子育て支援センター新築工事に伴う敷地測量業務委託料  
3,216,000円

[担当：子育て支援課] P. 136

2201 子育て支援に要する経費 16,331,000円（18,502,000円）

[国・県 10,886,000円 一財 5,445,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 5,443,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 5,443,000円]

○ 目的

核家族化と少子化が進む中で、家庭で子育てをしている保護者の情報交換の場の提供と、子育てに関する相談、助言などを行う。

○ 内容

白山・戸頭・藤代・東部地域子育て支援センターの管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.137

2301 一時的保育事業に要する経費 9,280,000円(9,115,000円)

[国・県 4,000,000円 その他 4,279,000円 一財 1,001,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 2,000,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 2,000,000円]

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 4,279,000円]

○ 目的

保護者の就労形態の多様化及び保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時的な保育を実施する。

○ 内容

白山・久賀・永山保育所において、満1歳から就学前の児童を対象として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで保育を行うための一時保育事業管理運営費。

## 2 児童福祉費 5 母子福祉費

[担当：子育て支援課] P.137

2001 母子生活支援施設入所措置に関する経費 1,930,000円(1,930,000円)

[国・県 1,429,000円 その他 13,000円 一財 488,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：母子生活支援施設措置費等負担金

(160,000円-1,100円)×12ヵ月×1/2≒953,000円]

[県負：母子生活支援施設措置費等負担金

(160,000円-1,100円)×12ヵ月×1/4≒476,000円]

[負担金：母子生活支援施設入所者負担金 1,100円×12ヶ月≒13,000円]

○ 目的

生活指導や救済が必要な配偶者のいない母子世帯（児童は原則18歳未満）を入所させ、自立に向けた支援を図る。

○ 内容

母子生活支援施設への入所費用を負担する。

[担当：子育て支援課] P.137

2002 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業に関する経費

4,850,000円(7,450,000円)

[国・県 3,637,000円 一財 1,213,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：母子家庭等対策総合支援事業費補助金 4,850,000円×3/4≒3,637,000円]

○ 目的

母子家庭・父子家庭の父母が、就職に有利で生活の安定に役立つ国家資格(指定)を取得する際に給付金を支給し、取得期間中の生活の安定と、取得後の経済的な自立を支援する。

○ 内容

母子家庭の母、父子家庭の父が、養成機関で2年以上就業する場合に給付金を支給する。

### 3 生活保護費 1 生活保護総務費

[担当：社会福祉課] P. 139

0601 生活保護受給者就労支援に要する経費 1,230,000 円 (1,080,000 円)

[国・県 922,000 円 その他 5,000 円 一財 303,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：生活保護受給者就労支援事業補助金 922,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000 円]

○ 目的

近年の雇用情勢の悪化により、増加する稼働年齢層の生活保護受給者の就労を支援するため、非常勤職員を雇用して就労促進と業務の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護受給者への就労支援を積極的に働きかけることにより、対象者が就職し、自立できるよう促す。国負担率 3/4。

### 3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P. 140

2001 生活保護に要する経費 1,604,696,000 円 (1,500,105,000 円)

[国・県 1,246,022,000 円 その他 5,000 円 一財 358,669,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：生活保護費負担金 1,604,696,000 円×3/4=1,203,522,000 円]

[県負：生活保護費負担金 170,000,000 円×1/4=42,500,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金(過年度分) 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金(過年度分) 1,000 円]

[諸収入：生活保護費返還金(過年度分) 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

取手市・保護世帯数 714 世帯	・扶助費 1,604,696,000 円
・保護人数 899 人	(内訳) 生活扶助 490,986,000 円
・保護率 8.4‰	住宅扶助 233,530,000 円
(平成 27 年 11 月現在)	教育扶助 4,262,000 円
	医療扶助 801,200,000 円
	介護扶助 60,215,000 円
	出産扶助 800,000 円
	生業扶助 2,560,000 円
	葬祭扶助 2,100,000 円
	施設事務費 8,743,000 円
	就労自立給付金 300,000 円

#### 4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P. 140

2001 災害見舞金等に要する経費 201,000 円 (201,000 円)

[一財 201,000 円]

##### ○ 目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う人に対して見舞金又は弔慰金をおくり、その援護と更生意欲の高揚を図る。

##### ○ 内容

- ・災害見舞金 200,000 円
- ・災害援護資金貸付金 1,000 円

[参考] 災害見舞金の額

##### 1. 死亡等の場合

- ・死亡 100,000 円
- ・全治3カ月以上の負傷 50,000 円
- ・全治1カ月以上3カ月未満の負傷 30,000 円

##### 2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、滅失等の場合

- (1) 住家全壊（全焼） 3人以下の世帯 70,000 円  
4人以上の世帯 100,000 円
- (2) 住家半壊（半焼） 3人以下の世帯 30,000 円  
4人以上の世帯 50,000 円
- (3) 住家部分焼 10,000 円
- (4) 住家以外の家屋焼失（20㎡以上の建物を対象とする）  
全壊（全焼） 20,000 円  
半壊（半焼） 10,000 円
- (5) 借家 (1) から (4) まで列記の半額以下とする。

##### 3. 床上浸水の場合 30,000 円